



平成 26 年 11 月 14 日
九州 地方 整備 局
遠賀川 河川 事務 所

記者発表資料

平成 26 年度の河川協力団体を募集します！

- 国土交通省では、河川法の一部改正にもとづいて、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体を支援するため、平成 25 年度に河川協力団体制度を創設しました。

遠賀川流域では、平成 25 年度に引き続き国管理区間の河川を対象に、以下のとおり、河川協力団体を公募します。

- 公募期間：平成 26 年 11 月 17 日（月）～平成 27 年 1 月 15 日（木）

- 申請方法：「遠賀川水系河川協力団体募集要項」による。

※「遠賀川水系河川協力団体募集要項」や「申請様式」は、遠賀川河川事務所ホームページ（下記に示す URL）からダウンロードできます。

http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/shintyaku/images/26_dantai/a_index.html

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

電話：0949-22-1830（代表）

技術副所長 平松 英樹（内線 205）

調査課長 古賀 満（内線 351）



九州地方整備局では、一般の方が見学できる現場見学会情報
「今見てほしい九州の土木」を HP で公開しています。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-torikumi/kyushu-doboku/index>

河川協力団体制度



国管理の各水系・ダムの窓口一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する下記窓口へ問い合わせください。
各水系・ダムを管理している下記窓口へ問い合わせください。

● 水系・ダム名	● 事務所・管理所名	● 所在地	● 担当窓口・連絡先
○ 遠賀川水系	遠賀川河川事務所	〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1	調査課 0949-22-1830 (代表) 管理第一課 0942-33-9131 (代表)
○ 矢部川水系	筑後川河川事務所	〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2-1	調査課 0954-23-5151 (代表)
○ 球磨川水系	武雄河川事務所	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745	調査課 0954-23-5151 (代表)
○ 本明川水系	長崎河川国道事務所	〒851-0121 長崎県長崎市宿町316-1	河川管理課 095-839-9211 (代表)
○ 球磨川水系	八代河川国道事務所	〒866-0831 熊本県八代市萩原町一丁目708-2	河川環境課 0965-32-4135 (代表)
○ 緑川水系	熊本河川国道事務所	〒861-8029 熊本県熊本市東区西原一丁目12-1	地域連携課 096-0501 管理課 0968-44-2171 (代表)
○ 白川水系	菊池川河川事務所	〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178	調査課 0979-24-0571 (代表)
○ 山国川水系	山国川河川事務所	〒871-0026 大分県中津市高瀬1851-2	調査第1課 097-344-4167 (代表)
○ 大分川水系	大分河川国道事務所	〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1-71	河川管理課 0972-22-1880 (代表)
○ 番匠川水系	佐伯河川国道事務所	〒876-0813 大分県佐伯市長島町四丁目4-14	河川管理課 0982-31-1155 (代表)
○ 五ヶ瀬川水系	延岡河川国道事務所	〒882-0803 宮崎県延岡市大富町一丁目2889	河川管理課 0985-24-8221 (代表)
○ 小丸川水系	宮崎河川国道事務所	〒880-8523 宮崎県宮崎市大工二丁目39	調査第1課 0994-65-2541 (代表)
○ 大淀川水系	大隅河川国道事務所	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	管理課 0996-22-3271 (代表)
○ 川内川水系	川内川河川事務所	〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20-2	河川管理課 0954-23-9131 (代表)
○ 松原ダム 下釜瀬川ダム	筑後川河川事務所	〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2-1	調査課 0954-23-5151 (代表)
○ 木本川ダム	武雄河川事務所	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745	河川管理課 0954-23-5151 (代表)
○ 緑川ダム	長崎河川国道事務所	〒851-0121 長崎県長崎市西大道一丁目1-71	地域連携課 096-0501 管理課 0968-44-2171 (代表)
○ 立野ダム	熊本河川国道事務所	〒861-8029 熊本県熊本市東区西原一丁目12-1	調査課 097-344-4167 (代表)
○ 龍門ダム	菊池川河川事務所	〒861-0121 熊本県山鹿市山鹿178	河川管理課 0996-22-3271 (代表)
○ 大分川ダム	大分河川国道事務所	〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1-71	調査課 097-344-4167 (代表)
○ 鶴田ダム	川内川河川事務所	〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20-2	河川管理課 0979-24-0571 (代表)
○ 耶馬渓ダム	山国川河川事務所	〒871-0026 大分県中津市高瀬1851-2	河川管理課 0979-24-0571 (代表)

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆ 河川協力団体の主な活動

◆ 河川の維持及び河川環境整備等



河川の維持及び河川環境整備等

1 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等

2 河川管理・環境等に関する調査研究等



河川管理・環境等に関する調査研究等

3 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等

5 上記に附帯する活動



上記に附帯する活動



マイ防災シップづくり

安全利用講習

県管理区間にについては、各県へお問い合わせください。

河川協力団体制度 Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行ないますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知しますので、募集の有無については、各窓口へお問い合わせください。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

（届け出から認可までの流れ）
「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査にあたっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施します。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※1）に規定する団体（以下「法人等」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります。

（要件）

1. 代表者が定まっていること。
他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
3. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
4. 法人等の運営（監督等）

5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はそれらの利益どなる活動を行なう者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行なっていると認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

Q. 指定するために必要な活動実績(は)？

A. 規定の要件を満足する必要があります。

公募により示された各水系での活動実績があることが必要になります。
また、具体的には次に掲げる要件を満足する必要があります。

（要件）

1. 繙続性：おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行なう河川の区間において、河川
2. 公共性：1. 繙続性で示す非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共に実施した活動、その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
3. 活動姿勢：おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支撑となる行為、又はその恐れがある行為を行っていないこと。

Q. 指定の取消しありますか？

A. 不誠実な行為が確認されれば指定を取消されます。

次に掲げる行為が確認された場合、指定を取消することができます。

（不誠実な行為の例）

1. 河川法第58条の10第2項（※2）に規定する命令に違反したとき。
2. 詐欺その他不正な手段により河川協力団体の指定を受けたとき。

（※2）河川法第58条の10第2項（監督等）

河川管理者は、河川協力団体が河川法第58条の9一～五号（※3）に掲げる業務を適正かつ確實に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができます。

（※3）河川法第58条の9（河川協力団体の業務）

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行なうものとする。
一 河川工事又は河川の維持を行うこと。
二 河川の管理に關する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。
四 河川の管理に關する知識の普及及び啓発を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 以下のメリットがあります。

1. 河川管理者から河川協力団体の業務の実施に關し必要な情報の提供や指導、助言を受けることが可能となります。（河川法第58条の11）
2. 河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するためには必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。（河川法第58条の12）

（※1）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第58条第3項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものとする。